



2025年6月25日

各 位

会 社 名 S B I インシュアランスグループ株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役執行役員会長兼社長 乙部 辰良  
 (コード番号：7326 東証グロース市場)  
 問 合 せ 先 取締役執行役員 大和田 徹  
 TEL. 03-6229-0881

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2025年3月31日現在)

| 名称              | 属性  | 議決権所有割合 (%) |       |      | 発行する株券が上場されている<br>金融商品取引所等 |
|-----------------|-----|-------------|-------|------|----------------------------|
|                 |     | 直接所有分       | 合算対象分 | 計    |                            |
| SBIホールディングス株式会社 | 親会社 | 59.7        | -     | 59.7 | 株式会社東京証券取引所<br>プライム市場      |

#### 2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

##### (1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け等

SBIホールディングス株式会社は、当社の議決権の59.7%を所有する親会社であります。当社は、SBIホールディングス株式会社および同社の子会社（以下、「SBIグループ」）の中で、保険事業を統括する保険持株会社として位置付けられております。

##### (2) 親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係

###### (取引関係)

当社グループ各社とSBIグループ各社は、第三者である他社と同等の条件により、クレジットカードの決済関連費用の支払いや代理店業務に係る委託手数料の支払いなどの営業取引を行っております。

###### (人的関係)

当社グループは、SBIグループからコールセンター業務に従事する従業員などの出向者を受け入れております。

##### (3) 役員の兼務状況

(2025年6月25日現在)

| 当社における役職 | 氏 名   | SBIグループにおける兼職   | 就任理由   |
|----------|-------|---|--|
| 取締役      | 朝倉 智也 | SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長<br>SBIホールディングス株式会社取締役副社長 他 | グループ経営全般に関する豊富な経験や経営の監督を適切に遂行できる知見と判断力を有するため |

(4) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約等

SBIグループ内には、国内において当社グループ各社と同様の保険事業を行う会社はなく、事業領域の重複もないことから、SBIグループに属することによる事業上の制約はありません。

当社グループは、インターネットリテラシーの高い顧客層で構成されているSBIグループの顧客基盤や、全国の地域金融機関とのリレーション、SBIグループの投資先である先進技術を保有するベンチャー企業など、SBIグループが有する事業ネットワークに即時にアクセスできる優位性を活用することで、高い効率性をもって当社グループの顧客基盤を拡充しております。

(5) 親会社等からの一定の独立性の確保について

当社グループは、SBIグループの保険事業を担うという位置付けが明確になっていること、金融庁の監督下にある認可事業として保険業法に基づき事業を行っていること等から、経営・事業活動においてSBIグループから一定の独立性が確保されていると認識しております。

また、当社役員がSBIグループ会社で役員を兼務しておりますが、当社役員への就任は当社の要請に基づくものであることから、当社グループは独自の経営判断を行える状況にあると考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要な取引はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社グループは、SBIグループとの間で行う取引において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。SBIグループとの取引が見込まれる際には、事前に取り締役会等において当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に審議した上で意思決定をすることにより、支配株主を除く株主の利益の保護に努めております。

以上